

医業経営情報

NO. 78 医療法人制度を正しく理解するための基礎講座 I

医療法人制度について誤解している人がたくさんいるようです。

例えば、「医療法人を作っても、どうせ国や地方公共団体に財産を持っていかれるから作らない方がよい」とか、「既存の医療法人は近いうち（5年以内）に基金拋出型に移行か、解散させられる」とか、「医療法人は病院会計準則に従った会計処理を行う必要がある」とかです。

このような誤解を解くためにも、医療法人制度の正しい解釈について解説していきます。

そもそも医療法人制度とは何か？

医療法人とは、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設することができる社団又は財団のことをいいます。

病医院は原則として医師又は歯科医師の資格を持った個人でなければ開設できませんが、医療法により法人での開設が特別に認められたのが医療法人です。

ですから、医療法人は開設者となれる法人格しか持っていません。

しかし、医療法人は病医院を開設することが目的ですので、必ず1つ以上の医療機関を経営することを目的として設立します。

この為、医療法人は個々の医療機関（病医院）とワンセットと勘違いされる方がいるようです。

例えば、診療所を経営している医療法人が診療所を閉院したいと考える時、必ずと言って良いほど、医療法人を解散しなければならないと勘違いします。

医療法人格を残しておき、とりあえず診療所だけを閉院するという発想が出てこないのは、医療法人と個々の医療機関（病医院）はワンセットと勘違いされているからです。

次に医療法人は医療法の規定により作られた法人です。株式会社のように会社法の規定により作られた会社ではありません。

会社ではないので、同族会社には該当しません。

しかし、医療法では医療法人について細かい規定を設けておらず、医療法人の実際の運営については民法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般社団・財団法と書きます。）、及び会社法を準用しているのが実情であり、医療法人には曖昧な点が非常に多く見受けられます。

それでも医療法人は社団又は財団ですので、基本となる法律は一般社団・財団法とな

ります。

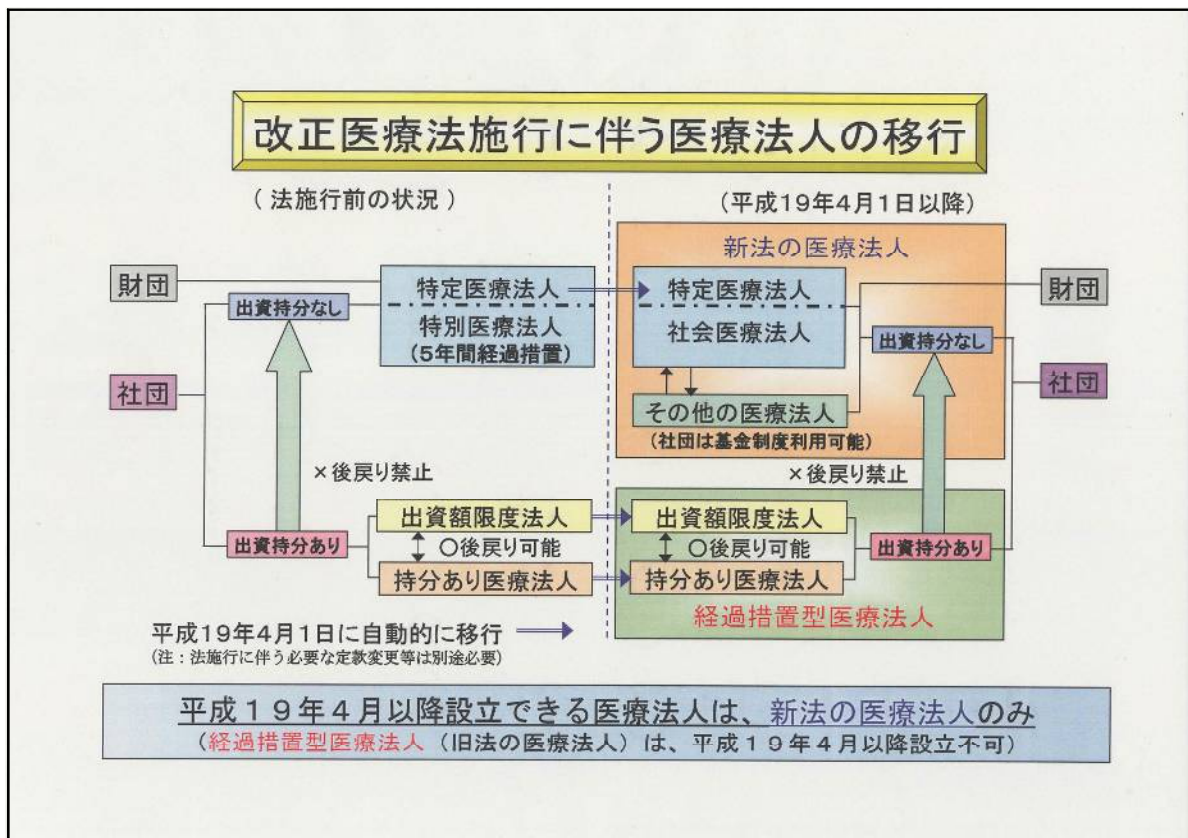
以前、ある広域医療法人の理事会則を見させてもらいましたが、医療法人の理事会則なのに株式会社の取締役会規定に準じて作られていました。その広域医療法人の理事会則は明らかに不適格なものなので、誰が作ったのか聞いたところ、ある有名な医業経営コンサルタント会社だと言われました。その医業経営コンサルタント会社は確かに全国的に有名なところですが、どうも医療法人は何かという基本を理解していないようです。医療法人は法人であって会社ではないことをよく理解して頂きたいと思います。

基金拋出型医療法人とは？

平成19年4月の医療法改正で、新しく基金拋出型医療法人という新しい医療法人の区分が出来ました。

そして平成19年4月以降設立される医療法人は基金拋出型医療法人のみとなり、従来の医療法人は設立できません。

【医療法改正に伴う医療法人の区分】



基金拋出型医療法人の特徴は下記の3つです。

- ①出資持分のない社団医療法人
- ②当初の運営資金として基金制度を採用
- ③法人解散時の残余財産は国、地方公共団体又は他の医療法人に帰属

■ 出資持分のない社団法人になった背景

従来の社団医療法人は出資持分がありますが、会社ではない医療法人であっても出資持分の評価は株式会社に準じて評価しなければなりません。これは財産評価基本通達に医療法人の出資の評価は株式会社に準ずると書かれているためです。

このため、医療法人のオーナーに相続が発生すると多額の相続税が課税されたり、出資持分払戻請求により多額の支払いをせざるを得ないといった問題が出てきました。

これらは全て出資持分があるのが原因です。

そこで、平成19年4月の医療法改定で新しく出来た医療法人には出資持分がないようにしました。

■ 運転資金として基金制度を採用した背景

医療法第41条に「医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。」と定められているため、法人を設立する時はある程度の資産を要求されます。

これが医療法人設立の際に2ヶ月分の運転資金が必要と言われる根拠です。

従来は設立時の資産を出資金という形で拠出していましたが、新しい医療法人は出資持分がないので、出資金という形で拠出が出来ません。

そこで、平成14年に創設された中間法人という法人制度に採用されている基金という聞き慣れない制度を医療法人にも採用しました。

基金とは、「社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該社団医療法人が拠出者に対して当該拠出者との間の合意の定めるところにしたがい返還義務を負うもの」をです。

簡単にいうと返済期限や利息のない金銭消費貸借のようなものです。

この基金の財産評価の方法は現時点でまだ明確な通達が出ていませんが、払込済出資金額により評価するものと思われます。

つまり、2,000万円の基金であれば、医療法人がどんなに利益を上げて資産が増えていても、基金の評価は2,000万円となります。

したがって、新しい医療法人である基金拠出型医療法人の方が、従来の医療法人に比べると相続税対策の必要がないので事業承継がしやすくなりました。

■ 法人解散時の残余財産が国等に帰属する問題

平成19年4月の医療法改正で医療法第44条第5項に「残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であつて厚生労働省令で定めるもののうちから選定されるようにしなければならない。」という規定が加えられました。

この規定があることを理由に冒頭で紹介した「医療法人を作っても、どうせ国や地方公共団体に財産を持っていかれるから作らない方がよい」という誤解を生じています。

確かに法律で残余財産の帰属は国や地方公共団体等と書かれていますが、最大の

ポイントは残余財産が何かということをしちんと理解しているかです。

残余財産とは解散した法人の債務を完済した後に残った財産をいいます。

例えば解散した法人の資産が2億円あっても債務が1億5千万円あって、理事長やその他の理事に対する退職金が5千万円あれば、残余財産は0円となります。

したがって、解散した時に資産が負債より多く残っていれば、退職金等の支払いで資産を減らすことで残余財産を限りなく0円にすることが可能です。

また、解散した後、数年間は財産処分や残務整理が終わっていないとして清算せず、その間に清算人に対する報酬や家賃等の支払いで残余財産を減らすことも出来ます。

法人は解散した後、理事長の代わりに法人の代表となる清算人を選び、その清算人が法人に残った財産の処分、債権の取り立て、債務の支払い等の残務整理を行います。そして全ての資産と負債が整理出来て、初めて残余財産が確定して法人を清算できます。解散しただけでは法人格はなりません。

医療法人であれば医業未収金があるのが普通ですから、その債権回収等で残務整理に時間がかかってもおかしくありません。

もっとも、利益が出ている医療法人を解散するという話を私は聞いたことがありません。後継者がいなくても利益が出ている病医院であれば勤務医の中などから後継者を立てて継続したり、M&Aで譲渡するのが一般的だからです。

したがって、個人的には医療法第44条第5項があろうが、なかろうが、実務的には今までと何ら変わらないと考えています。

従来の医療法人（経過措置型医療法人）はどうなるか？

平成19年4月の医療法改正で新しい医療法人の区分が出来たことにより、従来の医療法人は経過措置型医療法人と呼ばれるようになりました。

何故、経過措置型医療法人と呼ばれるかという、平成19年4月以降は原則として基金拋出型医療法人にしなければならないが、従来の医療法人については経過措置として「当分の間存続できる」ことになったからです。

この当分の間の解釈をめぐる、5年後には全ての医療法人は出資持分のない医療法人に移行させられるか解散することになると言っている人達があります。

当分の間とは、「法令制定の時点において直ちに3年なり5年なり特定の期間を見通すことができない場合に使われる」と解釈するというのがこの人達が掲げる理由です。

しかし、当分の間がずっと使われ続けている例はたくさんあります。

例えば精神科特例です。精神科特例も当分の間認められた経過措置ですが、精神科病院は一般科病院に比べて少ない医師数で良いという特例は昭和33年以降未だに続いています。

精神科特例が続いている理由ははっきりとはわかりませんが、恐らく精神科特例を廃止すると多くの精神科病院が潰れるからだだと思います。

一方、経過措置型医療法人は全医療法人の97%を占めています。(平成20年3月末時点)

もし、経過措置型医療法人の全てが出資持分のない医療法人への移行を義務付けられた場合、現在の税制では移行時に、ほとんどの医療法人が多額の税金（みなし贈与）の納付を強いられます。

移行を義務付けると憲法で保障されている財産権を侵害することになりかねません。

事実、厚生労働省が作成した資料には経過措置を設けた理由に「財産権侵害を回避し自主的移行とする」と書かれています。

それでも義務化を断行するのであれば、医師会等からの猛反発は容易に想像できますので、よほど強力な内閣でないとできません。

つまり、当分の間の期間は、移行に伴う課税の問題を解決出来るまでは続くと考えるのが妥当であり、課税の問題が解決できない限り、一部の人達が言っているように近いうち（5年以内）に移行が義務付けられることはあり得ないと思います。

No. 79 「医療法人制度を正しく理解するための基礎講座Ⅱ」に続く。

平成21年3月18日

西岡税理士・行政書士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹